

令和7年度事業計画

今年は、いわゆる「団塊の世代」が全員75歳以上となり、国民のおよそ5人に1人となる2,154万人余りが後期高齢者となります。一方、昨年の出生数は過去最少の72万人となり、我が国はさらなる高齢化社会へと進んでおります。

このような状況において、多様な能力と豊富な知識・経験を兼ね備えた高齢者が活躍するシルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し生きがいの充実、健康の増進、ひいては地域社会の活性化、医療費・介護費用の削減などにも貢献しており地域社会の期待は一層大きなものとなっています。

そこで、令和7年度においても、安全就業の徹底、新規事業の開拓、会員の技術向上及び会員の増加を図り、受注拡大を推し進めてまいります。

令和6年11月より特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆる「フリーランス法」）が施行されましたので、会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行ってまいります。

これは、センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員の間で直接的な契約関係が生じる構造となっていないため、会員の皆さんがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があるため、見直しを行うものであります。

そして、センターがSDGs（持続可能な開発目標）を対外的に明確にして取り組むことで、センターの信頼度の向上、会員拡大、就業機会の拡大を図り、地域社会で一層期待される存在となるよう次の事業を重点に展開してまいります。

1 就業機会の確保及び組織的に提供する事業（定款第4条(1)）

当センターによる取り組みに加え、市内の関係団体と連携・協働し、多様な雇用・就業機会の創出に努めます。

2 就業機会を確保するための公の施設の指定管理業務（定款第4条(2)）

「高齢者生きがいセンター太陽の家」をはじめ「福谷太陽の家」、「東山太陽の家」の3施設における事業を行うため、施設及び設備の適正な維持管理に努め、利用者の利便性向上に努めます。

3 就業を希望する高齢者のための職業紹介事業（定款第4条(3)）

高齢者が多様な働き方をするために、請負・委任や派遣はもちろんのこと、職業紹介事業も積極的に取り入れ、求人企業と就業希望者をマッチングし、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。



4 就業を希望する高齢者のための労働者派遣事業(定款第4条(4))

高齢者が多様な働き方をするために、請負や委任では困難であっても、労働者派遣事業にて受け入れすることにより、求人企業と就業希望者をマッチングし、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。



5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会を行う事業(定款第4条(5))

複雑化する社会のニーズに応えるため、就業に必要な講習会を開催します。知識を得るだけでなく、それを実際に使えるよう実践的な練習や実技を伴う講習会を開催することで、技能の向上に努めます。



6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業(定款第4条(6))

役員先進地視察研修を開催し、他市町村の事例を参考に新規事業のための調査研究を行います。

また、就業に関する相談にも積極的に応じ、個々のニーズに合わせた適切なアドバイスや支援を提供するように努めます。



7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業(定款第4条(7))

会員が安全かつ健康的に就業するため、安全・適正就業対策基本計画に基づき実施計画を策定します。そして、正しい知識と技能の習得・啓発、就業環境の改善、危険箇所の除去等安全対策の強化に努め、傷害事故や賠償事故の防止に努め事故ゼロを目標に取り組みます。



8 センターの活動等について周知を図る事業(定款第4条(8))

シルバー人材センター事業の普及啓発を図るため、市広報紙、ホームページ、インスタグラム、チラシの配布、有料広告への掲載等を活用するとともに、市内で開催される各種イベントに積極的にブースを設けるなど参加します。



9 その他センターの目的を達成するために必要な事業(定款第4条(9))

「Smile to Smile」の導入により、フリーランス法で規定する就業条件の明示を行います。また、デジタル環境の活用支援を推進しSNS、LINE等を活用し、事務局と会員間における連絡等の迅速性と利便性の向上を図ることで、事務の効率化に努めます。

